

# 塩尻市ホームページ広告掲載実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、塩尻市広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、インターネット上に公開している塩尻市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

## (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先の範囲は、要綱第3条の規定に準ずるものとする。

## (広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 50 ピクセル×横 150 ピクセル
形式	GIF・JPEG 形式の静止画で透過不可
データ容量	16KB 以下
その他	画像のスライス（分割）不可

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

## (広告の及び位置)

第5条 広告の掲載ページは、トップページ又は観光・水道等の各専門分野のサブトップページ（以下「サブページ」という。）とする。

2 広告の掲載位置は、トップページ又はサブページの下部とし、掲載順は1週間ごとに並べ替えるものとする。

## (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、最大6か月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

- 第7条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページで公募することとする。
- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
  - 3 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。
  - 4 広告の募集は、広告代理店等を介して行うことができる。

(広告掲載の申込み)

- 第8条 市ホームページへの広告掲載希望者は、市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式【省略】）により、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

- 第9条 市長は、要綱の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知（第2号様式【省略】）する。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

- 第11条 広告掲載料は、トップページは1枠月額10,000円、サブページは1枠月額5,000円とする。
- 2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

- 第12条 広告の内容及びデザイン等については、塩尻市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、広告主と塩尻市が必ず協議することとする。
- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、第3条に規定するもののほかは、市長が別途定めるものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容またはリンク先の内容等が、各種法令に違反している若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した翌月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第17条 広告掲載期間内に、塩尻市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、塩尻市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責めを負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに塩尻市の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、塩尻市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。